

環境基準等一覧(2024年3月現在)

1. 水質関係

(1) 水質汚濁に係る環境基準(人の健康の保護に関する環境基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

資料:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁

告示第59号、最新改正令和3年3月13日)

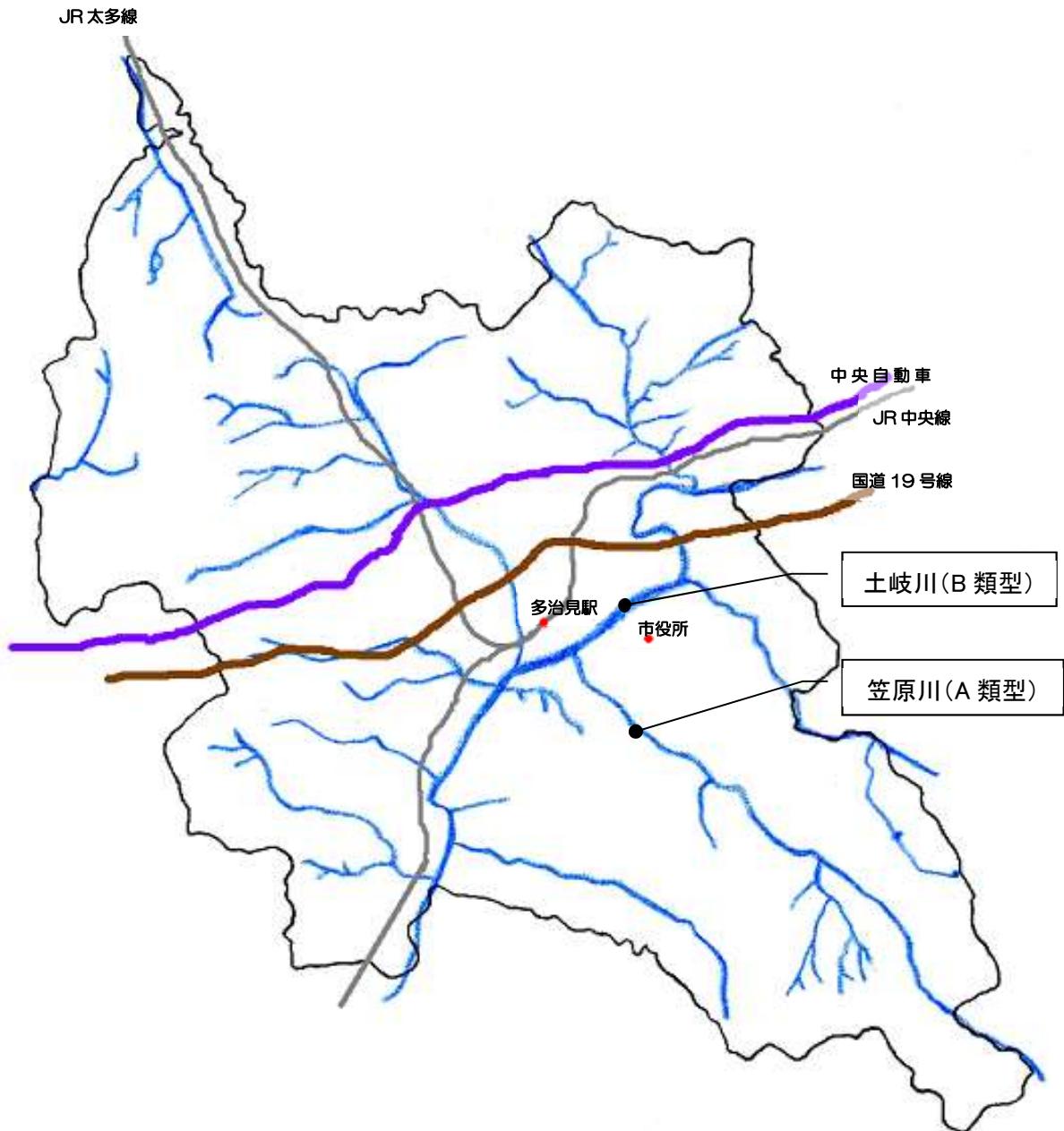
(2) 水質汚濁に係る環境基準(生活環境の保全に関する環境基準) 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	BOD 生物化学的 酸素要求量	SS 浮遊物質量	DO 溶存酸素量	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 B以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級 C以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 D以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水 Eの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	-

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛 ール	ノニルフェノ ール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生 生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物 特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育 場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及 びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	土岐川 笠原川
生物 特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄 に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼 稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

資料:水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、最新改正令和3年10月7日)

市内河川の環境基準にかかる類型指定状況



(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒(ひ)素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふつ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

資料:「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号、

最新改正令和3年10月7日)

2. 騒音関係

(1) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域(一般地域)

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
AA地域(療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域)	50dB 以下	40dB 以下
A(専ら住居の用に供される地域)	55dB 以下	45dB 以下
B(主として住居の用に供される地域)		
C(相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)	60dB 以下	50dB 以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

③ 幹線交通を担う道路に近接する空間

1. 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 (道路端からの距離 15m)	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
	70dB 以下	65dB 以下
2. 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 (道路端からの距離 20m)		

※個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下)によることができる。

資料:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年9月 30 日 環境庁告示第 64 号、最新改正平成 24 年3月 30 日)

(2)騒音に係る環境基準の地域類型の指定

該当地域	地域類型
1. 第1種騒音規制区域である地域 2. 第2種騒音規制区域である区域のうち、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	A
第2種騒音規制区域である地域(A区域である地域を除く)	B
第3種騒音規制区域又は第4種騒音規制区域である地域	C

(3)多治見市の騒音・振動地域指定

騒音規制基準				振動規制基準		
	昼間	朝・夕	夜間		昼間	夜間
	8:00～19:00	6:00～8:00 19:00～23:00	23:00～6:00		8:00～19:00	19:00～8:00
第1種区域	50dB	45dB	40dB	第1種区域	60dB	55dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB	第2種区域	65dB	60dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB			
第4種区域	70dB	65dB	60dB			

※お住まいの地区等が第何種区域に指定されているか等詳しくは
環境課へお問い合わせください

3. ダイオキシン類

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壤	1,000pg-TEQ/g 以下

※基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

※大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

※土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

資料:「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境省告示第68号、最新改正令和4年11月25日)

4. 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.8告示)
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

資料:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号、最新改正平成8年10月25日)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号、最新改正平成8年10月25日)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境庁告示第33号)

(2) 大気汚染に係る環境基準(有害大気汚染物質)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H30.11.19告示)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20告示)

資料:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号、最新改正

平成30年11月19日)

5. 悪臭関係

(1) 主な悪臭物質（悪臭について環境基準は設定されていません。表は規制基準値）

物 質 名	規制基準(単位:ppm)	に お い
アンモニア	1	刺激臭
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青臭いにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下のようなにおい
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下のようなにおい

6. 土壌関係

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

資料:「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号、最新改正令和2年4月2日)